



たましん
オリジナルキャラクター RISURU
© 24 SANRIO CO., LTD. APPR. NO. L648587

2026年1月30日

有限会社柏屋とポジティブ・インパクト・ファイナンスの契約を締結

多摩信用金庫(本店:東京都立川市、理事長:金井 雅彦)は、2025年4月より「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り扱いを開始しており、今般、有限会社柏屋(本社:東京都府中市緑町 代表取締役社長:田中 勝彦)とポジティブ・インパクト・ファイナンスの契約を締結しましたので、お知らせいたします。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、企業活動が環境・社会・経済に与える影響(インパクト)を包括的に分析・評価し、ポジティブな影響の増大に向けた取り組みと、ネガティブな影響の低減に向けた取り組みを金融面からサポートする伴走型の金融手法です。当金庫がお客さまのSDGsに関する取り組みや事業との関連性を分析・評価し、お客さまのKPI(経営目標)の設定やその達成をサポートします。

当金庫が実施する個社別のインパクト評価及び当金庫が作成するポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書*につきましては、株式会社日本格付研究所より第三者意見書を取得することで客観性を担保しています。また、当金庫が実施するポジティブ・インパクト・ファイナンスのフレームワークが国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)が提唱する「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合していることにつきましても、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得しています。

* 別添の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」をご参照ください。

当金庫は、地域金融機関として、今後もお客さまのサステナビリティ経営の推進および企業価値向上に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスの概要

借入人	有限会社柏屋 (代表取締役社長 田中 勝彦)	
所在地	東京都府中市緑町 2-12-21	
事業内容	総合酒類の業務卸、小売販売	
ホームページ	https://kashiwaya-sake.com/	
実行金額	50百万円(融資期間5年、事業資金)	取扱店舗:府中支店

以上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：有限会社柏屋



2026年1月30日
多摩信用金庫

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要	2
2. 事業概要	3
3. サステナビリティへの取り組み	10
4. インパクトの特定	20
5. KPI の設定	23
6. モニタリング	30

※本評価書における出典の記載がない写真・図等については有限会社柏屋のウェブサイトより引用。

1. 評価対象のファイナンスの概要

多摩信用金庫は、有限会社柏屋（以下、「柏屋」）に対して、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたり、柏屋の活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価した。

分析・評価にあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクウォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、中小企業^(*)に対するファイナンスに適用している。

※IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大企業以外の企業

■ ファイナンス概要

企業名	有限会社柏屋
借入金額	50 百万円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年間

2. 事業概要

(1) 企業概要

企業名	有限会社柏屋
代表者名	代表取締役社長 田中 勝彦
本社所在地	東京都府中市緑町 2-12-21
創業	1789 年(江戸時代半ば)
設立年月日	1952 年 4 月 30 日
従業員数	41 名(役員除く、パート・アルバイト含む) ※2025 年 9 月末現在
売上高	3,500 百万円 (2025 年 3 月期)
資本金	60 百万円
事業内容	総合酒類の業務卸、小売販売
主な販売先	飲食店、個人 他
酒類販売業免許番号	武府法酒第 29 号



(出典：柏屋提供資料より)

(2) 沿革

■柏屋の歴史

江戸時代半ば 1789 年(寛政元年)に酒の柏屋^{かしわや}は誕生した。徳川 11 代将軍家斉の治世、ヨーロッパではフランス革命が起きた年である。創業者である田中三四郎氏が車返村(現在の東京都府中市白糸台)の農家より分家し大國魂神社大鳥居前の新宿(現在の東京都府中市宮町一丁目)で商売を始めた。「お参りをする人の柏手を聞きながら商売をする」と言うことで、屋号は「柏屋」とした。創業当時は、酒屋のかたわら呉服や荒物なども扱っていた。当主は代々三四郎と称し、村方の百姓代を勤める有力者で旅籠も営んでいたことが史料にも記されている。幕末には府中宿の脇本陣となり、維新後には明治天皇の行幸を 6 回仰ぐなど、府中宿を代表する商家であった。脇本陣となった旧田中家住宅は、現在東京都府中市の文化財として府中郷土の森博物館に移築されている。

■沿革

1789 年(寛政元年)	府中(東京都府中市)にて創業 旅館・呉服・酒類業を営む
1877 年～1882 年 (明治 10 年～15 年)	明治天皇の行在所として指定される
1952 年(昭和 27 年)4 月	会社設立(資本金 300 万円)
1954 年(昭和 29 年)12 月	田中忠一郎氏が取締役として就任
1969 年(昭和 44 年)3 月	資本金 1,000 万円に増資
1976 年(昭和 51 年)11 月	酒類卸売免許取得
1993 年(平成 5 年)11 月	緑町支店を開店
1996 年(平成 8 年)3 月	資本金 3,000 万円に増資
1999 年(平成 11 年)11 月	田中勝彦氏が取締役として就任
2001 年(平成 13 年)3 月	資本金 6,000 万円に増資



(出典：柏屋提供資料より)

(3) 経営理念等

■経営理念

➤ 柏屋経営理念

目的	全社員の経済的精神的な幸福を追求し、 以て社会の人々に貢献することを目的とする。
信条	常に自らの自立と成長を心がけ 結社としての個性と和を重んじる。
日常	感謝する心を持ちおごるべからず(礼節と謙譲) 自分のためより人のために働く(利他の心) 自分のみが自ら反省ができる(向上心)

接客六大用語

- ①いらっしゃいませ
- ②はい、かしこまりました
- ③少々お待ちくださいませ
- ④申し訳ございません
- ⑤ありがとうございました
- ⑥またお越し下さいませ

(出典:柏屋提供資料より多摩信用金庫作成)

➤ Corporate Identity

お客様と一緒に歩み夢を実現する

■代表者メッセージ

柏屋の想い

おかげさまで柏屋は、本年 237 年目を迎えることができました。

これもひとえにご愛顧のお客様、柏屋をささえてくださった社員の皆様、日頃より応援していただいたお取引先様のおかげです。

商売は、当然一人でできるわけではありません。柏屋を取り巻くすべての人の尽力により成り立つものであります。

江戸時代より現在に至るまでには、幾多の経営危機、数多の災害を潜り抜けてこなくてはなりませんでした。

それには、人知を超えた力によって導いて頂いたこともあったと想像します。

コロナ禍も軽傷で乗り越えられたのも、まさにそうだと思っています。

商売が続けられるかどうかは、その時代その時代で世の中に必要とされているか否かだと考えます。

会社が大きく発展できるかどうかも同じです。

柏屋は、関わるすべての人の幸福を願い、どんな時代も世の中に必要であると思っていただける会社であるよう精進してまいります。

今後もいくつしく、ご愛顧ご指導の程よろしくお願ひいたします。

代表取締役社長 田中 勝彦



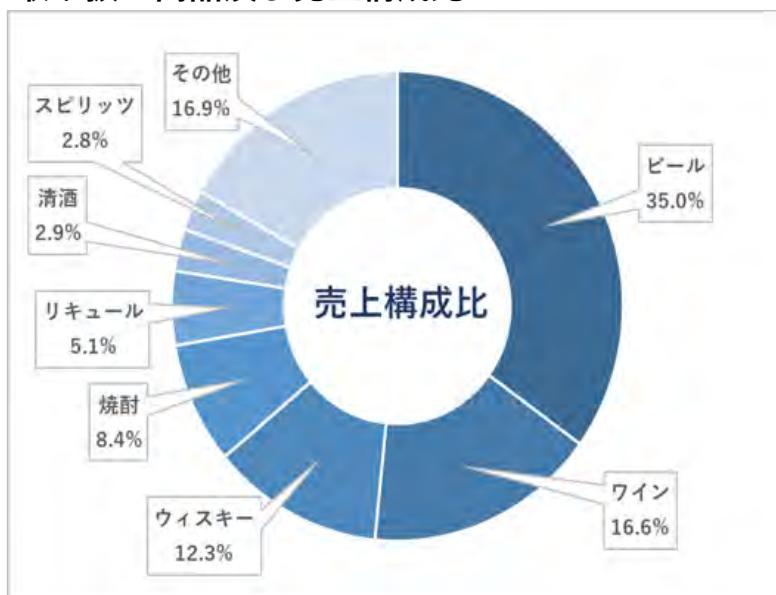
(4) 事業内容

■事業の特徴

特徴 01 酒専門店らしい豊富な種類・希少な商品の品揃え

柏屋では、ワイン約700種類、日本酒約300種類をはじめ、ビール、焼酎、ウイスキー、梅酒、リキュール、ジン、泡盛など、日常飲みの酒から、結婚記念日などの特別な日に飲むちょっと贅沢な酒、贈答品用の酒まで約3,000種類の商品を取り揃えている。同社の売上構成比ではビールが35%を占めているが、近年、小規模生産の蔵元やワイナリーの希少価値の高い日本酒やワインの仕入れに特に力を入れており、「柏屋」でしか出会えない「めずらしい酒に出会える品揃え」を目指している。

➤取り扱い商品及び売上構成比



取り扱い商品	売上構成比 (2025年3月期)
ビール	35.0%
ワイン	16.6%
ウイスキー	12.3%
焼酎	8.4%
リキュール	5.1%
清酒	2.9%
スピリット	2.8%
その他	16.9%
合計	100.0%

(出典：柏屋提供資料等より多摩信用金庫作成)

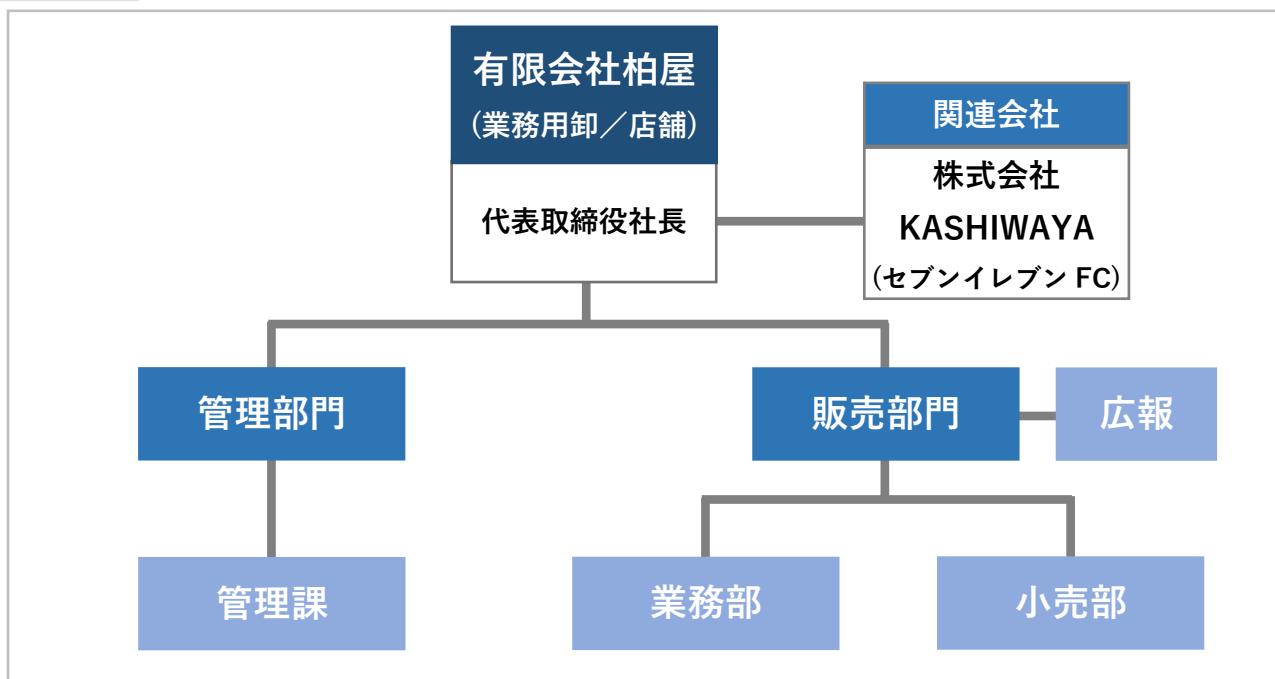
特徴 02 酒に関する資格を保有したスタッフが多数在籍

柏屋には、唎酒師やソムリエなどの酒類に関する資格を保有したスタッフが多数在籍している。同社では、店舗に「お酒のコンシェルジュ」を配置し、用途に合わせた商品提案だけでなく、「お酒の楽しみ方」についても伝えている。また、毎日1名「本日の接客リーダー」の腕章をつけた接客優先のスタッフを配置することで、「こんなお酒が欲しいけど見つけ方がわからない」、「調理に合うお酒を知りたい」といった顧客の要望にきめ細やかに対応している。



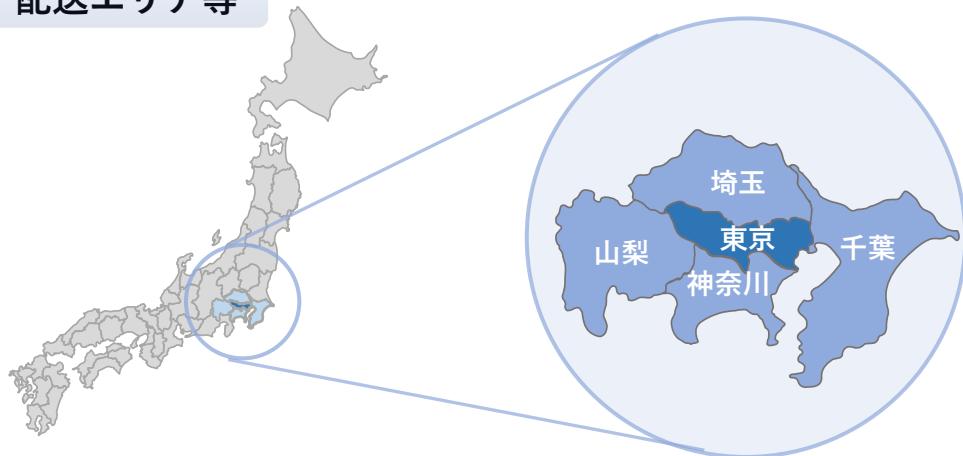
（5）組織図・事業拠点等

■組織図



(出典: 柏屋提供資料より多摩信用金庫作成)

■事業拠点・配送エリア等



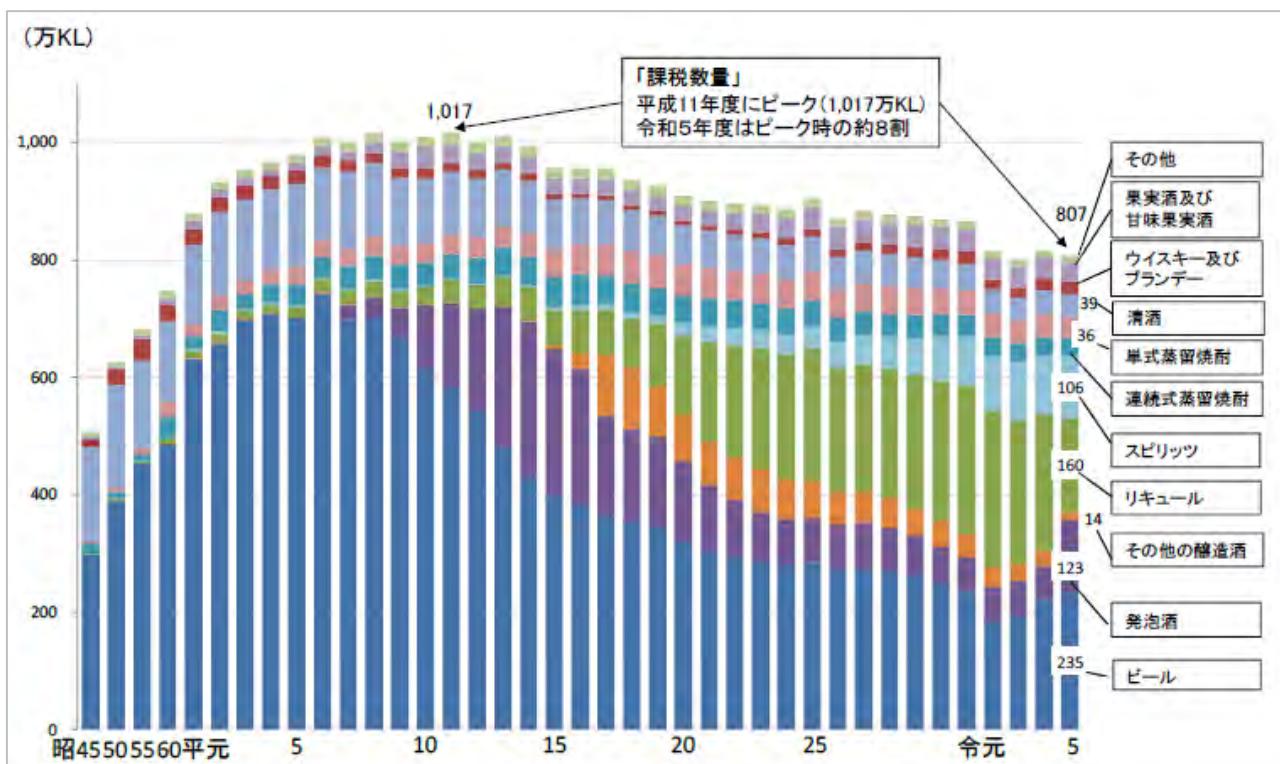
拠点名	所在地	役割・配送エリア等
本社	東京都府中市緑町 2-12-21	《本社》 ・小売店舗 ・セブンイレブン併設
国立商品センター	東京都国立市青柳 1-26-5	《配送センター ^(※) } 東京都全域(伊豆七島除く)及び、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県の一部エリア
新木場商品センター	東京都江東区新木場 4-3-17	★具体的な配送エリアは応相談
川口商品センター	埼玉県川口市領家 5-2-8	※配送はフィット株式会社 (本社: 東京都国立市)に委託
川崎商品センター	神奈川県川崎市川崎区小島町 4-3	
千葉商品センター	千葉県千葉市稻毛区長沼原町 198-1	

(出典: 柏屋提供資料より多摩信用金庫作成)

(6) 業界動向

■酒類における国内市場状況

➤ 酒類課税数量の推移



※昭和 60 年度以前は「その他」に「スピリット」が含まれている。

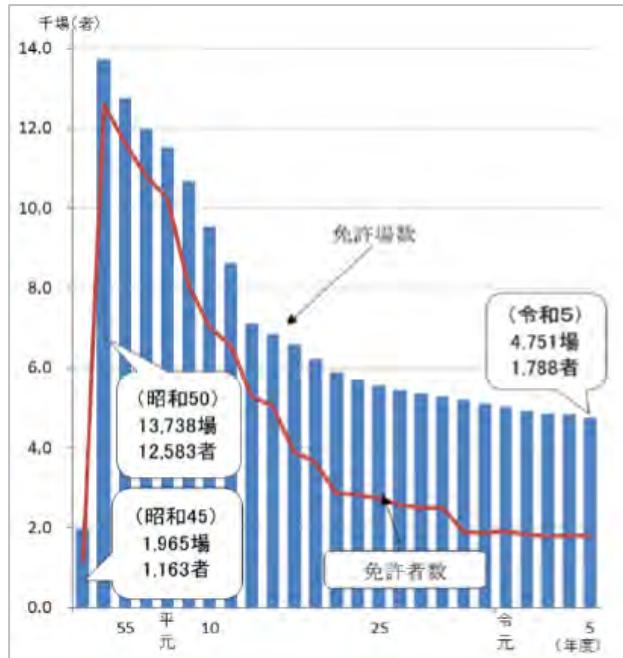
(出典：国税庁課税部「酒のしおり令和 7 年 7 月」より引用。)

少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、酒類の国内市場は全体として縮小傾向にある。酒類課税数量は、平成 11 年度(1999 年度)の 1,017 万 KL をピークに以降は減少傾向にあり、令和 5 年度(2023 年度)においては、807 万 KL とピーク時より約 21% 減少している。

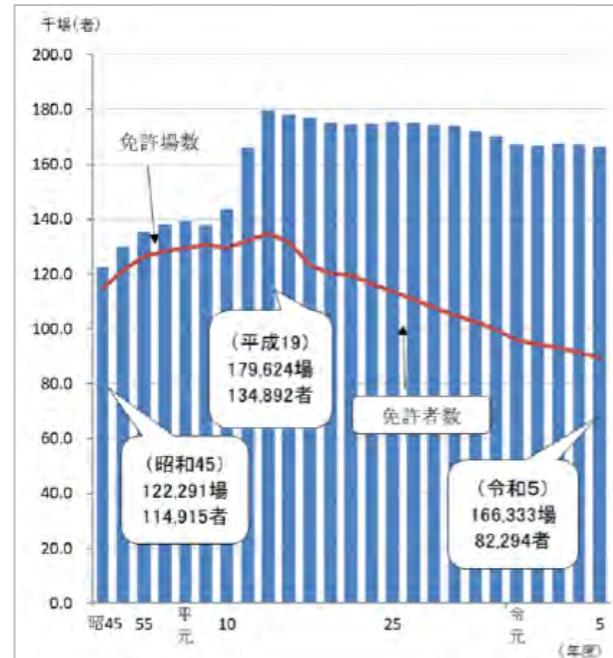
各酒類の課税数量酒の構成比率の推移を確認すると、その構成は大きく変化している。特に、平成 6 年度(1994 年度)以降、ビールの課税数量の減少が顕著で、令和 2 年(2020 年)10 月及び令和 5 年(2023 年)10 月のビール類の税率改正により足元ではやや回復傾向にあるものの、ピーク時より大幅に減少している。これはビールから低価格の発泡酒やチューハイなどのリキュール等に消費が移行していることが一因と考えられる。

■酒類業者数の推移

➤ 酒類卸売業者等の推移



➤ 酒類小売業者数等の推移



(出典：国税庁課税部「酒のしおり令和7年7月」より引用。)

酒類の販売業を営むには販売場ごとに酒類販売業免許を取得する必要があり、酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分される。令和5年度(2023年度)の酒類卸売業免許(全酒類)は4,751場、酒類小売業免許(全酒類)は166,333場となっている。

また、酒類小売業免許場数(全酒類)は、平成10年(1998年)から需給調整要件が段階的に緩和された結果、平成19年度(2007年度)までは増加していたが、その後はマーケットの縮小とともに事業者の数も減少傾向にある。

この需給調整要件の緩和により、スーパーマーケットやコンビニエンスストアに加え、ホームセンターやドラッグストアの酒類小売業への参入が進んだ。

3. サステナビリティへの取り組み

(1) 社会面の取り組み

■人材育成の取り組み

柏屋では、地域に密着し、常に顧客第一の精神を心がけた経営を行っている。その実現には、顧客から信頼を得て強固な関係を築く必要があり、そのためには、酒に関する専門的な知識を持つ多様な人材が活躍し、その能力を最大限発揮するための環境を整備することが重要であると考えている。

同社では、酒類に関する専門性を有する人材育成に継続的に取り組んでいる。主にワインの取り扱いに際し必要な知識を有するソムリエの資格や、日本酒に関する専門知識を持つ唎酒師などの資格取得を推進している。資格取得者には手当の支給とあわせて、資格取得支援として合格した場合は受験費用を全額負担するなど、インセンティブを付与することで従業員のモチベーション向上にも取り組んでいる。また、有資格者によるワインと日本酒に関する社内勉強会を月1回ずつ実施しており、従業員自らが勉強会を企画運営することで、社員のスキル向上だけでなく、従業員が主体的に取り組む職場風土の醸成にもつながっている。

➤資格保有者一覧

分野	資格名	飲食店向け営業、 営業サポート	小売店舗スタッフ
日本酒関連	唎酒師(S.S.I認定)	8名	—
ワイン関連	ソムリエ(日本ソムリエ協会)	2名	1名
	ワインエキスパート(JSA)	—	1名
	ワイン検定ブロンズクラス (J.S.A認定)	—	1名
焼酎関連	焼酎唎酒師(S.S.I認定)	1名	—
蒸留酒関連	ラムコンシェルジュ (日本ラム協会)	—	1名
フード関連	フードビジネスドリンク メニューサポート(FDS)	2名	—
	コモラードオブチーズ(CPA)	—	1名

(出典：柏屋提供資料等より多摩信用金庫作成)

■ダイバーシティ経営への取り組み

柏屋では顧客とのコミュニケーションを大切にしており、その実現には多様なバックグラウンドを持つ人材が必要であると考えている。そのために、同社では雇用の機会均等を重視し、性別や年齢等にかかわらず、多様な人材が安心して働くことができる職場環境の整備を進めている。2025年9月末時点の従業員数(役員除く、パート・アルバイト含む)は41名、男女比は20:21である。また、65歳以上の従業員は同時点で1名在籍しており、従業員年齢や性別を問わず多様な人材が活躍できる体制の強化に取り組んでいる。今後もテレワーク規程の整備などの制度面の充実を図ることで多様な従業員が働きやすい環境づくりを強化し、ダイバーシティ経営を推進していく方針である。



■福利厚生制度の充実

柏屋では、多様な人材が能力を最大限発揮できる職場を目指し、「働きやすい環境づくり」に取り組んでいる。同社は、従業員が安心して働けるように、福利厚生制度の充実に努めてきた。具体的には、産休・育児休暇や介護休暇制度の整備を進めることで、従業員のライフステージに応じた柔軟な働き方を支援している。また、退職金制度や家族手当の導入により、経済的な安定を図るとともに、働く意欲を高める環境を提供している。さらに、従業員やその家族がリフレッシュできる機会を提供するため、温泉施設やテーマパークなどでの割引サービスが受けられる「ワークぴあ府中」^(※)への加入を通じて、ライフイベントに寄り添ったサポート体制を構築している。これらの取り組みは、従業員の満足度向上だけでなく、家族の幸福感の向上にも寄与し、結果として企業全体の活力を高める効果にもつながっている。今後も、外部環境や社会的ニーズの変化に合わせて従業員が働きやすい環境づくりに取り組んでいく方針である。

※公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社が運営している従業員福利厚生制度のことである。

■従業員の健康と職場の安全性の確保への取り組み

柏屋では、従業員の健康増進やワークライフバランスの実現を重要な経営課題の一つとして取り組んでいます。その一環として、全従業員が健康診断を100%受診する体制を整備し、年間休暇を120日に設定することで、従業員が心身ともにリフレッシュし、仕事とプライベートの両立を図れる環境を提供している。これらの取り組みの結果、2025年10月に健康優良企業に認定された。

また、有給休暇の取得促進にも取り組んでおり、法令で定められた最低取得日数(5日間)以上の有給休暇を全従業員が取得している。同社では定期的に業務負担の見直しを行い、管理部門が販売部門に各従業員の有給休暇取得状況を共有する仕組みを導入している。これにより、従業員が有給休暇を取得しやすい環境を整備し、職場全体での意識向上を図っている。

時間外労働時間の削減についても、2026年4月にバックオフィスの新システムの稼働を予定しており、業務プロセスの見直し等により効率化を図ることで、時間外労働を抑制していく方針である。

同社における過去3年間の労働災害の発生状況は、通勤災害が2件発生しているものの、いずれも軽微なものであり、業務災害については発生していない。同社では、営業担当者の乗車前のアルコールチェックについて、専用のアプリを導入して管理を徹底している。このような取り組みにより、労働災害の未然防止を図り、職場の安全性の確保に取り組んでいる。



(出典: 柏屋提供資料より)

働きやすい環境づくり

手当・福利厚生について

年間休日120日



飲食店向け営業は完全週休2日制、
小売店舗スタッフはシフト制です。
その他有休休暇、慶弔休暇、産休、
育休、介護休暇などございます。

産休育児休暇



出産・子育てに専念するための休暇
制度です。女性も男性も休暇が取り
やすい環境づくりを行っています。

介護休暇



要介護状態にある対象家族の介護や
世話をするための休暇です。制度を
活用し、実際に家族のサポートをし
ている社員もおります。

資格手当



1資格につき5,000円の手当を支給
しています。また資格取得支援も行
い、合格した場合は受験費用を全額
負担します。

退職金制度



特定退職金共済に加入し、長く安心
して働く環境を整えています。

家族手当



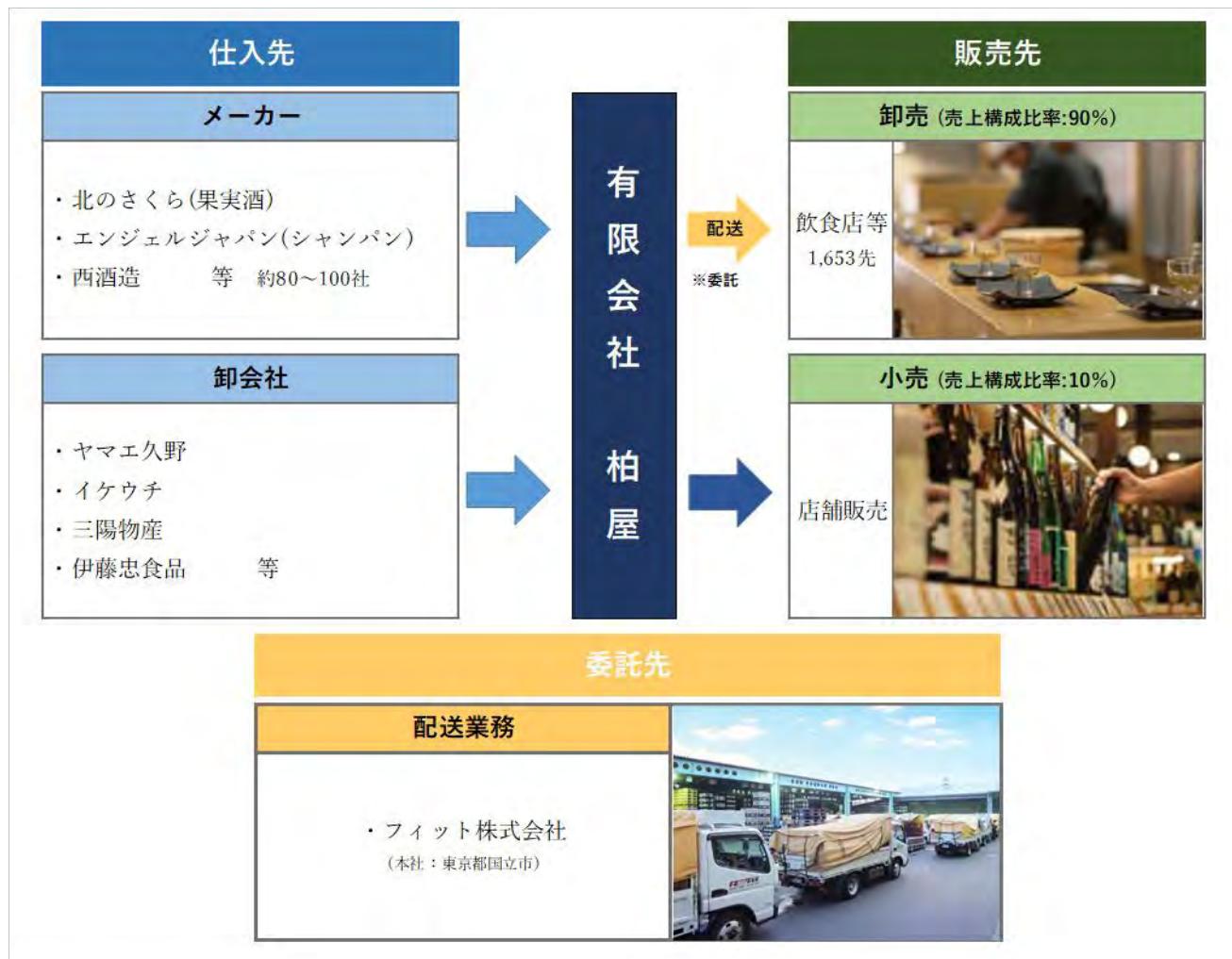
こどもや配偶者など扶養家族1人に
つき一定額を支給いたします。社員
とその家族を支える手当です。

(2) 社会経済面の取り組み

■サプライチェーン強化への取り組み

柏屋では、首都圏全域に 1,653 先の顧客(卸販売先)を有し、高い品質と迅速なサポートをモットーに、顧客に寄り添う体制を整備している。同社は、長年培ってきた全国の造り手との信頼関係を活かし、少量生産の蔵元が醸す一本など、希少価値の高い商品の豊富な品揃えを可能としている。また、酒類に関する資格保有者が「お酒の専門家」として専門的な知識をもとに、顧客それぞれのコンセプトにあった商品提案等を実施できる体制を構築してきた。顧客である飲食店等に対して単に商品を納品するだけでなく、飲食店経営の目線に立って、新規出店やメニューの提案、販売促進等の経営を一貫してサポートすることを通じて、“「夢」を共に実現するビジネスパートナー”になることを目指している。同社は、今後もこれらの取り組みを強化・継続することでサプライチェーンの強化を図っていく方針である。

➤商流図



(出典: 柏屋提供資料等より多摩信用金庫作成)

※配送所写真はフィット株式会社ウェブサイトより

▶柏屋の飲食店経営サポートメニュー



(出典: 柏屋提供資料より)

▶希少価値の高い商品ラインナップ



(出典: 多摩信用金庫撮影)

■酒類規制等への取り組み

柏屋では、20歳未満へのアルコール飲料販売防止対策や飲酒運転の禁止等の不適切な飲酒防止に向けて、さまざまな取り組みを実施している。具体的には、卸販売先への啓発活動や同社直営店舗でのポスター掲示、年齢確認の徹底などである。同社では、卸販売先に対して「20歳未満の飲酒防止」や「飲酒運転の根絶」などに関するポスター掲示等の啓発活動を通じてアルコール飲料の適正な取り扱いを推進している。また、同社の直営店舗では、ポスター掲示等を通じて、未成年者への販売禁止や飲酒運転の危険性に関する情報を発信している。加えて、酒類販売管理者^(※)を中心に酒類販売業務全般に係る法令遵守にも取り組んでおり、社会全体における飲酒に関する問題の解決に寄与することで、より安全で健全な飲酒文化の確立に貢献していく方針である。

(※)酒類販売管理者とは、酒類を販売する事業者が適切に法令を遵守し、未成年者飲酒防止や酒類の適正な販売を行うために選任する責任者のことである。

➤酒類規制等に関する主な取り組み

主な項目	主な取り組み内容
✓ 20歳未満の飲酒禁止	● 卸販売先に対するポスター掲示等の啓発活動
✓ 適正飲酒の推進(過剰飲酒防止)	● 小売店舗でのポスター掲示や年齢確認の徹底 等
✓ 飲酒運転の禁止	
✓ 低アルコール、ノンアルコール飲料等の推奨	● ウィスキー、焼酎等の低アルコール飲料等の推奨 ● 本格ノンアルコール飲料の品揃えの充実 等

(出典：柏屋提供資料等より)

➤店頭でのポスター掲示



➤本格ノンアルコール飲料専用コーナー



(出典：多摩信用金庫撮影)

■文化と伝統の承継への取り組み

柏屋では、販売促進に加え、200年以上の歴史の中で蓄積してきた「酒の美味しさ」や「楽しみ方」を伝えることで、酒に関する文化と伝統の承継や拡大にも取り組んでいる。同社では、毎週末に試飲会や酒に関するセミナーを開催している。当初は「スーパー等の量販店ではできないことをやってみよう」との試みからスタートし、月1回のペースで“酒活”という名前の有料セミナーを開催していた。その後、回数を増やし、2025年からは毎週末に試飲会を開催している。試飲会やセミナーでは、酒の歴史や製造方法などを専門スタッフが説明するセッションを設けており、参加者は酒の文化的背景や伝統的な製法について学ぶことができる。また、蔵元や取引のある輸入元のスタッフを招いて、熟成年数による味の違いや文化的な背景などを解説してもらうことで、その“酒”的背景にあるストーリーを共有することで、参加者に深い理解と共感を促している。それと併せて、同社では「柏屋酒通信」の定期発行や、同社のウェブサイト、SNSでの情報発信を通じて、酒に関する文化や伝統を次世代に伝える取り組みを実施している。これらの活動を通じて、酒の持つ豊かな歴史と文化を広め、伝統を守りながら新たな楽しみ方を提案している。

▶試飲会の実施



▶SNSでの情報発信

こんにちは。柏屋です。
ボージョレ・ヌーヴォーの解禁に合わせて、11月20日(木)～11月23日(日)まで今年の無料試飲会を行います。※各日11:00～17:00、試飲ボトルなくなり次第終了となります。

同じボージョレ地方で育った、同じぶどう品種（カメリ）を使用しても、生産者ごとにまるで性格が違う。同じ造り手であっても年によって違う——それがボージョレ・ヌーヴォーの面白いところです。

一度に複数の造り手を比較できる絶好の機会。
お気に入りの一本を見つけて、ぜひお越しください。
ご家族向けに美味しいジュースや軽いつまみもご用意して、お待ちしております！

ボージョレ・ヌーヴォー 無料試飲会
11月20日(木)～11月23日(日)
47店舗・47スタイル
Beaujolais Nouveau
試飲カード始めました。
5つ星まるごと500円分の柏屋ポイントプレゼント
試飲カードはこちらから

▶柏屋酒通信の発行



2025.10.29 酒通信 (オラシ)

10月30日 柏屋酒通信発行しました。

- ・日本ワイン新酒「山梨スヴォーイ」特集
- ・秋到来「オレンジワイン」特集
- ・復活！能登の酒蔵白藤酒造の「奥能登の白菊」と秋おすすめの限定酒。
- ・和リキュール
柑橘のリキュールをから2つの方法で香りを抽出、それぞれがもつ柑橘の香りを相乗させ香りを余すことなく纏ったリキュールです。
- ・本格ハイボール
蒸留所発の本格ハイボールをお手軽に！
- ・11/20(木)ボージョレー・ヌーヴォー解禁予約受付中。
- ・ギフトシーズン到来 お歳暮特集「早割」11/26迄

(出典：柏屋提供資料等より)

(3) 自然環境面の取り組み

■CO2削減の取り組み

柏屋では、令和5年度の「事業向け地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業」を活用して、本社及び店舗の屋上に自家発電型太陽光発電設備を導入した。同設備は、32.64KWの太陽発電システムで年間の発電電力量は33,566KWhを見込んでいる。同社では、発電した電力を施設内の空調や照明などの消費電力の一部として使用しており、再生可能エネルギー創出に貢献するとともに電気の使用量及びCO2の排出削減にも取り組んでいる。同社は、今後も持続可能なエネルギーの利用を推進し、環境に配慮した事業運営を続けていく方針である。

➤設備概要

設備	メーカー	型式	出力	数量
太陽電池モジュール	トリナソーラージャパン(株)	TSM-DE09R425	510W	64枚
パワーコンディショナ	ファーウェイジャパン(株)	SUN2000-20KTL-M3	20KW	1台
パワーコンディショナ	ファーウェイジャパン(株)	SUN2000-4.95KTL-JPL	4.95KW	2台



(出典：柏屋提供資料より)

■環境負荷低減の取り組み

柏屋では、配送業務について外部の事業者を活用することで、効率的かつ環境に配慮した運営を実現している。同業者同士が協力し、配送業務を専門の事業者に集約することで、酒類販売業界全体として排出ガスの抑制に貢献している。同社が使用する営業車両については、国土交通省の定める排出ガス規制をクリアしたリース車両を導入している。今後はリース車両の入れ替えや増車の際に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)などの環境配慮型の車両を導入する方針である。また、倉庫内で使用するフォークリフトについても、電動のものを導入することで、環境負荷低減に配慮した取り組みを実施している。このように、同社は配送業務から倉庫運営に至るまで、環境に配慮した取り組みを積極的に進めしており、企業としての持続可能性を高める取り組みを実施している。

■リサイクルに関する取り組み

柏屋では、ビール瓶などのリターナブル瓶回収によるリサイクル活動に取り組んでいる。リターナブル瓶とは、再利用可能な瓶のことで、主に飲料や食品の容器として使用され、使用後に回収されて洗浄・再充填されることで再び使用される仕組みである。同社では、販売先からのリターナブル瓶の回収を通じて、資源の節約や廃棄物削減に取り組むことで、循環型社会の促進を目指している。

また、店頭に空缶、ペットボトル、段ボールの専用回収コーナーを設置し、リサイクル活動を推進している。それに加えて、同社は、焼酎の量り売りを行っており、顧客が自分の容器を持参した場合には、瓶代の値引きや同社独自のポイントカードにエコポイントを付与するなどのインセンティブを提供している。これらの取り組みにより、顧客に対してリサイクルの重要性を啓発し、容器削減の促進に取り組んでいる。同社では、顧客との協力関係を構築しながら、リサイクル活動を推進することで持続可能な社会の実現を目指している。

➤量り売りコーナーの設置



➤空缶等の専用回収コーナーの設置



(出典：多摩信用金庫撮影)

■ペーパーレス化の取り組み

柏屋は、以前より社内資料の裏紙使用や封筒の再利用などを徹底し、従業員に資源利用削減への意識を高める取り組みを行っている。同社は、経理や労務管理などのバックオフィス業務に使用する新システムの導入を計画しており、2026年4月の本格稼働に向けて準備を始めている。この新システムの導入により、業務プロセスの見直しを実施して業務の効率を高めたり、他システムとの連携によるデータの一元化を図ったりすることで、ペーパーレス化の促進を目指している。同社では、新システムの導入により、これまで年間約15万枚使用していた業務書類の削減に取り組む方針である。

同社では、新システムの導入と併せて、新システムに関する勉強会を実施することで従業員の環境への意識を高めていくことで、ペーパーレス化に向けた取り組みを一層強化していく方針である。

(4) その他 地域貢献の取り組み

■ 地域貢献活動

柏屋では地域貢献活動として東京都府中市で開催される将棋女流棋士 1day トーナメント「府中けやきカップ」に協賛している。このイベントは、将棋の普及や地域の活性化を目的としており、同社の協賛は地域文化の振興に寄与している。また、同社は創業の地である地元(東京都府中市)に貢献したいとの想いから、地域社会への貢献を重要視している。具体的には、交通安全運動や大國魂神社で開催される祭りなど、地元の伝統行事やイベントに協賛することで、地域の安全や文化の継承にも力を入れている。

それに加えて、同社代表である田中勝彦氏はむさし府中商工会議所の会頭を務めており、地域の経済政策や商業活動に積極的に参画することで、地域の発展にも尽力している。

これらの活動を通じて、同社は地域経済の活性化にも寄与し、地域の人々との絆を深めることを目指している。

▶府中けやきカップ



▶会議所ニュース

(出典：柏屋提供資料より)

4. インパクトの特定

(1) UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

まず、柏屋の事業活動について UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて分析を行った。該当したインパクトエリア/トピックの一覧は以下のとおりである。

なお、同社の業種は、国際標準産業分類に基づき「食品、飲料、タバコの卸売業（ISIC：4630）」と「専門店における飲料の小売販売業（ISIC：4722）」を適用した。

《インパクト一覧(既定値)》

インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	既定値	
			ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	-		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	●	●
		文化と伝統	●	
	生計	雇用	●	
		賃金	●	
		社会的保護		●
社会経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	●	
自然環境	気候の安定性	-		●
	生物多様性と生態系	水域		●
		大気		●
		生物種		●
		生息地		●
	サーキュラリティ	廃棄物		●

(出典：UNEP FI 分析ツールより多摩信用金庫作成)

(2) インパクトの追加・削除の実施

次に、柏屋の事業活動及び個別要因を加味し、インパクトの追加・削除を実施した。

インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	修正内容*	修正理由
社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	食料	P 削除	酒類の卸販売と小売販売が主体であるため。
		教育	P 追加	唎酒師、ソムリエなどの資格取得推進等により従業員育成を強化する方針であるため。
	平等と正義	ジェンダー平等	N 追加	ダイバーシティ経営を推進していく方針であるため。
		年齢差別	N 追加	ダイバーシティ経営を推進していく方針であるため。
自然環境	生物多様性と生態系	水域	N 削除	同社の事業は水域にネガティブな影響を与えることはないため。
		生物種	N 削除	同社の事業は生物種にネガティブな影響を与えることはないため。
		生息地	N 削除	同社の事業は生息地にネガティブな影響を与えることはないため。
		資源強度	N 追加	リターナブル瓶等のリサイクル販売に取り組んでいるため。また、バックオフィスの新システムの導入により、業務書類等のペーパーレス化を図る方針であるため。

*P：ポジティブ・インパクト、N：ネガティブ・インパクト

(出典：UNEP FI 分析ツールより多摩信用金庫作成)

(3) インパクトの特定

UNEP FI のインパクトレーダー及び柏屋の事業活動、個別要因を加味して特定したインパクトは以下のとおりである。

《インパクト一覧(決定値)》

インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	決定値	
			ポジティブ	ネガティブ
社会	健康および安全性	—		●
	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	食料		●
		教育	●	
		文化と伝統	●	
	生計	雇用	●	
		賃金	●	
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		●
		年齢差別		●
社会経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	●	
自然環境	気候の安定性	—		●
	生物多様性と生態系	大気		●
	サーキュラリティ	資源強度		●
		廃棄物		●

(出典：UNEP FI 分析ツールより多摩信用金庫作成)

5. KPI の設定

柏屋と多摩信用金庫は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI(Key Performance Indicator, 重要な管理指標)について、下記のとおり設定した。

なお、今回特定されたネガティブ・インパクトの内、KPI を設定しない理由は以下のとおりである。

インパクト	KPI を設定しない理由
食料	酒類の販売が主体であり、酒類規制に対して十分な取り組みを実施しているため。

(1) 社会面

■従業員の健康と職場の安全性の確保

項目	内容
インパクトエリア／トピック	健康および安全性
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	有給休暇取得推進、残業時間の削減、労働災害事故の発生抑制
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2030 年 3 月までに、年 10 日以上の有給休暇付与者について、1 人当たりの年間有給取得日数を 10 日以上とする。 ◆2024 年実績(暦年基準)：8.3 日／1 人当たり ・2030 年 3 月までに 1 人当たりの月間平均残業時間を 15 時間以下とする。 ◆2025 年 3 月期実績：平均 18.5 時間 ・労災件数 0 件とする。 ◆2025 年 9 月末時点、過去 3 年間業務災害 0 件、通勤災害 2 件
関連する SDGs	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;">  <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> </div> <div> <p>3.4 : 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも 経済成長も</p> </div> <div> <p>8.8 : 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> </div> </div>

➤ 従業員の健康の確保に向けた取り組み

柏屋では、定期的な業務負担の見直しや、管理部門が販売部門に有給休暇の取得状況を定期的に共有して取得を促すことで、有給休暇の取得を推進している。2026年4月稼働予定の新システムでは、取得率が低い従業員にアラートが出る仕組みを導入する予定である。同社では、労務管理のDX化を進めることで、ワークライフバランスの推進や従業員の健康確保に向けた取り組みを強化する方針である。

➤ 職場の安全性の確保に向けた取り組み

直近3年間における労働災害事故の発生状況は、業務災害0件、通勤災害2件(いずれも軽微なもの)となっている。同社では、労働災害の発生を防止するために、営業担当の乗車前のアルコールチェックについて、専用のアプリを導入して管理を徹底している。また、安全運転管理者講習の内容を社内で共有することにより、安全運転に対する意識付けを行うことで業務中の事故発生の抑制に取り組んでいる。今後もこれらの取り組みを継続していくことで、職場の安全性を確保していく計画である。

■ 人材育成の強化

項目	内容
インパクトエリア／トピック	教育、賃金、社会的保護
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上／ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	酒類に関する専門的知識を有する人材の育成
設定したKPI	・2030年3月までに、唎酒師10名以上、ソムリエ5名以上とする。 ◆2025年9月末現在：唎酒師8名、ソムリエ3名
関連するSDGs 	4.4：2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

➤ 人材育成強化に向けた取り組み

柏屋では、酒類に関する専門性を有する人材育成に継続的に取り組んでいる。2025年9月末時点で、日本酒に関する専門知識を持つ唎酒師の資格保有者が8名、ワインの取り扱いに必要な知識を有するソムリエ資格の保有者が3名在籍している。今後も、外部講習会への参加の推進、資格取得者によるOJTの取り組み強化、合格者への手当の支給や受験料等の資格取得にかかる費用の会社負担を実施・継続することにより、酒類に関する専門的知識を有する人材の育成強化を図っていく方針である。

■ダイバーシティ経営の推進

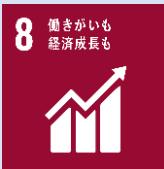
項目	内容
インパクトエリア／トピック	雇用、ジェンダー平等、年齢差別
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上／ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢やジェンダーに捉われない従業員採用の実施 ・多様なバックグラウンドを持つ人材の確保 ・女性、高齢者(65歳以上)が働きやすい環境の整備
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年3月までに女性従業員を23名以上とする。 ◆2025年9月末時点実績：21名 ・2030年3月までに高齢者従業員3名以上とする。 ◆2025年9月末時点実績：1名
関連する SDGs	<p>8.働きがいも 経済成長も</p> <p>10.人や国の不平等 をなくそう</p> <p>8.5 : 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。</p> <p>10.2 : 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>

➤ ダイバーシティ経営の推進に向けた取り組み

柏屋では2025年9月末時点でパートやアルバイトを中心に21名の女性従業員が活躍しているが、正社員においては女性が男性よりも少ない状況である。同社では年齢や性別などに捉われない採用に力を入れており、今後は女性の正社員の比率も高めていく計画である。また、高齢者(65歳以上)従業員は1名在籍しているが、高齢者従業員の採用(再雇用を含む)を強化し比率を高めていく方針である。同社では、顧客とのコミュニケーションを重視しており、その実現のためには多様なバックグラウンドを持つ人材の確保が重要であると考えていることから、多様な人材が安心して働くことができる環境の整備を進めている。今後も福利厚生制度の充実と併せて、テレワーク規程の制定や時短勤務など柔軟な勤務体制の整備等の制度面の拡充を図ることで、ダイバーシティ経営を推進していく方針である。

(2) 社会経済面

■サプライチェーン強化

項目	内容
インパクトエリア／トピック	零細・中小企業の繁栄
インパクトの種類	ポジティブ・インパクトの向上
取り組み内容	営業支援の強化による卸販売先数の増加
設定した KPI	・2030年3月までに卸販売先数を2,600先以上とする。 ◆2025年9月末現在実績：1,653先
関連する SDGs 	8.3：生産活動や適切な雇用創出、企業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

➤ サプライチェーン強化への取り組み

柏屋は、唎酒師やソムリエなどの専門人材の活用、試飲会やセミナーの開催を通じた酒文化の承継活動などにより、1,653先の顧客に対して、高品質な商品と迅速なサポートを提供している。スーパー等の量販店では手に入れることのできない少量生産の希少な商品を取り扱い、酒類に関する資格保有者が専門的な提案を行う体制を整備することで、商品の納品だけでなく経営支援も行い、ビジネスパートナーとしての役割を目指している。今後も質の高い提案型営業を継続的に強化し、地域の顧客に対して酒類の安定供給を図り、サプライチェーンの強化に取り組む方針である。

(3) 自然環境面

■環境負荷低減への取り組み

項目	内容
インパクトエリア／トピック	気候の安定性、大気
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	営業車両等の HV・EVへの切り替え推進
設定した KPI	<p>・2030 年 3 月までに営業車両等の HV・EV^(※)比率を 30%以上に向上させる。</p> <p>◆2025 年 9 月末時点：車両 15 台中、0 台が HV・EV (0%)</p> <p>※HV とは「Hybrid Vehicle(ハイブリッド自動車)、EV とは「Electric Vehicle(電気自動車)」のこと。</p>
関連する SDGs 	<p>13.1：全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>13.3：気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>

➤ 環境負荷低減に関する取り組み

柏屋では、営業等に使用するリース車両について国土交通省の定める排出ガス規制をクリアした車両を使用するなど、環境負荷低減に配慮した取り組みを実施している。今後は営業車両等の入れ替えや増車の際に、環境配慮型の車両(HV・EV)への入れ替えを順次実施する計画であり、2030 年 3 月までに営業車両等における HV・EV の比率を 30%以上とする方針である。

■資源の利用削減①(リサイクル)

項目	内容
インパクトエリア／トピック	資源強度、廃棄物
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	リターナブル瓶等のリサイクル販売の強化
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> 2030 年 3 月までにリターナブル瓶等の空瓶売上高を 200 百万円以上とする。 ◆2025 年 3 月期実績：空瓶売上高 175 百万円。
関連する SDGs 	<p>12.2 : 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.5 : 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>

➤ リサイクルに関する取り組み

柏屋では、卸販売先数の増加と併せて、リターナブル瓶などのリサイクル販売を強化していく方針である。同社では、販売先からのリターナブル瓶の回収を通じて、資源の節約や廃棄物削減に取り組むことで循環型社会の促進を目指している。今後も、サプライチェーン全体でリサイクルに関する取り組みを強化することで、サステナブルな社会の実現に貢献していく方針である。

《空瓶売上高の推移》

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
空瓶売上高	146 百万円	170 百万円	175 百万円

■資源の利用削減②(ペーパーレス化)

項目	内容
インパクトエリア／トピック	資源強度、廃棄物
インパクトの種類	ネガティブ・インパクトの低減
取り組み内容	バックオフィスの新システム導入によるペーパーレス化
設定した KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年4月までにバックオフィスの新システムを導入、稼働させる。 ・2030年3月期までに社内の紙の使用量を2025年3月期対比で30%以上削減する。 <p>◆2025年3月期実績：約150,000枚</p>
関連する SDGs 	<p>12.2 : 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.5 : 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>

➤ ペーパーレス化に向けた取り組み

柏屋では、バックオフィス業務に使用する新システムを2026年4月に本格的に稼働させる計画である。新システムの導入により、経理業務の業務プロセス見直しによる効率化や、他システムとの連携によるデータの一元化などにより、ペーパーレス化が促進される効果が期待される。同社では、新システムの導入によって、これまで年間約15万枚使用していた業務書類等の削減に取り組み、紙使用量を2030年3月までに2025年3月期対比で30%以上削減する計画である。

6. モニタリング

（1）柏屋におけるインパクトの管理体制

柏屋が本ファイナンスに取り組むにあたり、田中勝彦 代表取締役社長が最高責任者となり、プロジェクトリーダーの田中莉乃 取締役と事務局である管理課 落合千咲子 氏を中心として同社の事業活動とインパクトレーダーや SDGs との関連性について検討したうえで KPI を設定した。

本ファイナンスの実行後も、田中勝彦 代表取締役社長を中心に KPI 達成に向けた活動を行い、田中莉乃 取締役と管理課の落合千咲子 氏が中心となり KPI の進捗管理を行っていく。

最高責任者	代表取締役社長 田中 勝彦
プロジェクトリーダー	取締役 田中 莉乃
事務局	管理課 落合 千咲子

（2）多摩信用金庫によるモニタリング

本ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、柏屋の担当者と多摩信用金庫が定期的に打合せの場を設けて情報共有する。情報共有については年に 1 回以上実施するほか、日ごろの情報交換を通じて実施する。

多摩信用金庫は、KPI の達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは多摩信用金庫が持つネットワーク網から情報の提供やマッチングを実施することで KPI 達成をサポートする。

（3）モニタリング期間

以下のとおりとする。

モニタリング期間	5 年
----------	-----

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、柏屋から供与された情報と、多摩信用金庫が独自に収集した情報に基づく現時点での計画または状況に対する評価であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、多摩信用金庫は本評価書を利用することにより発生する費用または損害について一切責任を負いません。
2. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクエアがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

多摩信用金庫 優良創造事業部

地域支援グループ 主任調査役 伊澤 匡人

法人支援グループ 調査役 大貫 秀晃

〒190-8681

東京都立川市緑町 3 番地の 4

TEL : 042-526-7720

第三者意見書

2026年1月30日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社柏屋に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：多摩信用金庫

評価者：多摩信用金庫

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、多摩信用金庫が有限会社柏屋（「柏屋」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、多摩信用金庫による分析・評価を参考し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワードがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。多摩信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参考した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、多摩信用金庫にそれを提示している。なお、多摩信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用

創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

多摩信用金庫は、本ファイナンスを通じ、柏屋の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、柏屋がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

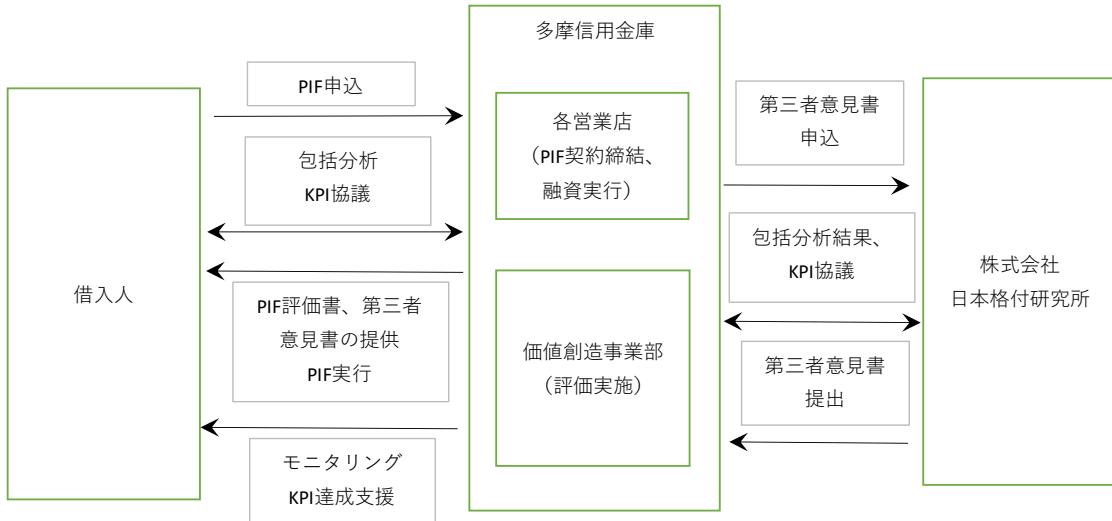
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、多摩信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

(1) 多摩信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：多摩信用金庫提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、多摩信用金庫では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、多摩信用金庫内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て多摩信用金庫が作成した評価書を通して多摩信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、多摩信用金庫が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参考しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に対する整合性であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である柏屋から貸付人・評価者である多摩信用金庫に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

新井 真太郎

新井 真太郎

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると該表示的であるとを問わらず、当該情報の正確性、結果的的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保護するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR はいかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任、その他責任原因のいかんを問わらず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本電子意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 クリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ゾーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、プロバイダ、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル